

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

酒税法

本解答は令和7年8月8日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕 —30 点—

問 1 (1) (3 点)

(1) 酒類の定義

酒類とは、アルコール分 1 度以上の飲料（次に掲げるものを含む。）をいう。

- ① 薄めてアルコール分 1 度以上の飲料とすることができるもの。
- ② 溶解してアルコール分 1 度以上の飲料とすることができる粉末状のもの。

(2) アルコール分の定義

アルコール分とは、温度 15 度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

問 1 (2) (6 点)

(1) 消費の直前に混和する場合（酒税法第 43 条第 10 項）

みなし製造の規定は、消費の直前において酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和をする場合で、次に掲げる場合については、適用しない。

- ① 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において消費者の求めに応じ、当該混和をするとき
- ② 酒類の消費者が自ら消費するため、当該混和をするとき

(2) 自家製梅酒等を製造する場合（酒税法第 43 条第 11 項）

みなし製造の規定は、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（消費の直前に混和する場合を除く。）で、次に該当するときは、適用しない。

- ① 当該混和前の酒類は、アルコール分が 20 度以上のものであること。
- ② 酒類と混和をする物品は、糖類、梅、その他次に掲げる物品以外の物品であること。
 - イ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでん粉又はこれらのこうじ
 - ロ ぶどう（やまぶどうを含む。）
 - ハ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす
- ③ 混和後新たにアルコール分が 1 度以上の発酵がないものであること。

問 1 (3) (2 点)

製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる酒類に係る酒税の納税地は、当該保税地域とする。

問 1 (4) (1 点)

租税特別措置法第 87 条第 1 項に規定する当年度酒税累計額を記載しなければならない。

問 1 (5) (3 点)

(1) 酒類の製造免許を要しない場合

酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、製造免許を要しない。

(2) 趣旨

原料用の酒類は、販売を目的とした酒類ではなく、あくまでも免許を受けた酒類の原料として使用されるものであることから、これだけを区別して免許を受けさせる必要はない。また、原料用の酒類は免許を受けた製造場内での製造・使用を前提としているため、検査・監督は可能な体制となっている。

問 2 (15 点)

(1) 戻入れ控除 (酒税法第 30 条第 1 項)

① 取扱い

酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月 (当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月) 以後に提出期限の到来する期限内納税申告書に記載した酒税額の合計額から、当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

② 趣旨

製造場からの移出により酒税を課された酒類が品質低下や移出間違い等によりその製造場に戻し入れられた場合には、戻入れによって移出がなかった状態に戻るため、当初課税された税額を控除することによって税の転嫁関係を消滅させることとしている。

(2) 再移出控除又は原料使用控除 (酒税法第 30 条第 3 項)

① 取扱い

酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合 ((1)①の規定により控除を受けるべき場合を除く。) において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき、又は当該酒類を申告義務の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する期限内納税申告書に記載された酒税額の合計額から、当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

② 趣旨

課税済の酒類を製造場へ移入し、その製造場から更に移出した場合又は酒類の原料として使用した場合には、二重課税等の問題が生ずるため、当初課税された税額を控除することによって、これらを防止することとしている。

〔第二問〕 —70点—

品目及びその判定理由

商品A

品 目	ウイスキー (1点)
-----	------------

(判定理由)

- ① 発芽させた穀類（麦芽）及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留した酒類で、留出時のアルコール分（50.0度）が95度未満のものは、ウイスキーに該当する。
- ② ウイスキーにスピリッツを加えた酒類で、原酒割合（23.0%）が10%以上のものは、ウイスキーに分類される。

原酒割合

$$\frac{1500 \times 0.5}{1500 \times 0.5 + 5000 \times 0.5} = 23.0\%$$

(3点)

商品B

品 目	スピリッツ (1点)
-----	------------

(判定理由)

- ① アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留して水を加えた酒類で、アルコール分（40.0度）が36度以上45度以下、エキス分（0.0度）が2度未満のものは、スピリッツ（連続式蒸留スピリッツ）に該当する。
- ② 連続式蒸留スピリッツに、着色料（食用黄色五号）及び水を加えた酒類であるが、着色料を砂糖等とともに混和していないものは焼酎とはならない。エキス分（0.0度）が2度未満であるため、スピリッツに分類される。

(3点)

商品C

品 目	発泡酒 (1点)
-----	----------

(判定理由)

- ① 麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類で、麦芽比率（66.6%）が50%以上であり、アルコール分（5.0度）が20度未満のものは、ビールに該当する。

麦芽比率

$$\frac{100\text{kg}}{100\text{kg} + 50\text{kg}} = 66.6\%$$

- ② アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留して水を加えた酒類で、アルコール分（40.0度）が36度以上45度以下、エキス分（0.0度）が2度未満のものは、スピリッツ（連続式蒸留スピリッツ）に該当する。
- ③ ビールにスピリッツを加えた酒類はビールとはならない。麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で、麦（大麦）を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを使用しているものであるが、ホップを原料の一部とした酒類で、発泡性を有しており、アルコール分（6.0度）が20度未満のものは、発泡酒に分類される。

(4点)

商品D

品 目	リキュール (1 点)
-----	-------------

(判定理由)

- ① 米及び米こうじを主原料として発酵させてこした酒類で、副原料の重量 (10 kg) が米の重量の $\frac{50}{100}$ ($(200 \text{ kg} + 95 \text{ kg}) \times \frac{50}{100} = 147.5 \text{ kg}$) を超えておらず、アルコール分 (15.0 度) が 22 度未満のものは、清酒に該当する。
- ② 清酒に清酒かす、ぶどう糖及び水を加えてこした酒類であるが、ぶどう糖を使用しているものは清酒とはならない。混和による酒類で、エキス分 (4.8 度) が 2 度以上のものは、リキュールに分類される。

(3 点)

商品E

品 目	雑 酒 (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

- ① 果実 (ぶどう)、糖類 (ぶどう糖) 及び水を原料に発酵させた酒類で、糖類の重量 ($10 \text{ kg} \times 1 = 10 \text{ kg}$) が果実に含有される糖類の重量 (32 kg) 以下、ぶどう糖を使用しており、アルコール分 (10.0 度) が 15 度未満のものは、果実酒に該当する。
- ② 果実酒にブランデー及びぶどう糖を加えて発酵させた酒類は、果実酒又は甘味果実酒とはならない。発酵による酒類であるが、アルコール以外の酒類 (果実酒及びブランデー) を使用しているものはその他の醸造酒ともならない。エキス分 (4.0 度) が 2 度未満でないため、雑酒に分類される。

(3 点)

商品F

品 目	その他の醸造酒 (1 点)
-----	---------------

(判定理由)

ホップを主原料として発酵させた酒類であるが、麦芽を使用していないものはビールとはならない。麦を原料の一部とした酒類であるが、発泡性を有していないものは発泡酒ともならない。発酵による酒類で、アルコール分 (5.0 度) が 20 度未満、エキス分 (3.0 度) が 2 度以上のものは、その他の醸造酒に分類される。

(3 点)

商品G

品 目	清 酒 (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

- ① 米及び米こうじを主原料として発酵させてこした酒類で、副原料の重量 $(5 \text{ kg} + 40 \times \frac{50.0 \text{度}}{95.0 \text{度}} \times 0.8157 = 22.1 \text{ kg})$ が米の重量の $\frac{50}{100}$ $((160 \text{ kg} + 95 \text{ kg}) \times \frac{50}{100} = 127.5 \text{ kg})$ を超えておらず、アルコール分 (10.0 度) が 22 度未満のものは、清酒に該当する。
- ② 清酒に炭酸ガスと同時に水あめを混和して発泡性をもたせた酒類で、副原料の重量 $(22.1 \text{ kg} + 5 \text{ kg} = 27.1 \text{ kg})$ が米の重量の $\frac{50}{100}$ (127.5 kg) を超えておらず、アルコール分が 10 度の時においてエキス分 (6.0 度) が 8 度に達しないものは、清酒に分類される。

(3 点)

商品H

品 目	発泡酒 (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

- ① 麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類で、麦芽比率 (51.6%) が 50%以上であり、アルコール分 (5.0 度) が 20 度未満のものは、ビールに該当する。
- 麦芽比率
- $$\frac{310 \text{kg}}{310 \text{kg} + 100 \text{kg} + 100 \text{kg} + 90 \text{kg}} = 51.6\%$$
- ② ビールに香味料 (そば) を加えて発酵させた酒類であるが、香味料の重量 (16 kg) が麦芽の重量の $\frac{5}{100}$ $(310 \text{ kg} \times \frac{5}{100} = 15.5 \text{ kg})$ を超えているものはビールとはならない。麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で、発泡性を有しており、アルコール分 (5.5 度) が 20 度未満のものは、発泡酒に分類される。

(3 点)

【商品H 判定理由別解】

- ① 麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類であるが、水を使用していないものはビールとはならない。麦芽又は麦を原料の一部とした酒類であるが、発泡性を有していないものは発泡酒ともならない。発酵による酒類で、アルコール分 (5.0 度) が 20 度未満、エキス分 (3.0 度) が 2 度以上のものは、その他の醸造酒に該当する。
- ② その他の醸造酒にそばを加えて発酵させた酒類は、麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で、発泡性を有しており、アルコール分 (5.5 度) が 20 度未満のものは、発泡酒に分類される。

① 適用税率

各2点

品 目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円/ℓ)
ウイスキー	A	$200,000 + 10,000 \times 30 \text{ 度} = 500,000$	500,000
スピリッツ	B		370,000
発泡酒	C		181,000
リキュール	D		120,000
雑酒	E		200,000
その他の醸造酒	F		100,000
清酒	G		100,000
発泡酒	H	麦芽比率 $\frac{310\text{kg}}{310\text{kg} + 100\text{kg} + 30\text{kg} + 100\text{kg} + 90\text{kg} + 16\text{kg}} = 47.9\% \text{ ①}$ $50\% > 47.9\% \geq 25\%$ アルコール分 $5.5 \text{ 度} < 10 \text{ 度}$	155,000
その他の醸造酒	I	※ 試飲したもろみ（もろみ I）は、その他の醸造酒とみなす	① 100,000
発泡酒	J	アルコール分 $3.0 \text{ 度} < 10 \text{ 度}$ ※ 麦芽を使用していないことから、麦芽比率 25%未満のものの税率が適用される ※ その他の醸造酒（商品 F）に炭酸水を加えた酒類（商品 J）は、麦を原料の一部とした酒類で、発泡性を有しており、アルコール分（3.0 度）が 20 度未満のものは、発泡酒に分類される	134,250

② 課税標準数量

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
ウイスキー	A	$720 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 1,100 \text{ ケース} + 200 \text{ 本}) = 4,896,000 \text{ ml}$	4,896,000
スピリッツ	B	$350 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 1,400 \text{ ケース} = 11,760,000 \text{ ml}$ ※ 甲株式会社は輸出酒類販売場の許可を受けていないため、外国人旅行者に対して販売した80本は課税移出	11,760,000
発泡酒	C	$350 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 2,000 \text{ ケース} = 16,800,000 \text{ ml}$	16,800,000
リキュール	D	$180 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 5,500 \text{ ケース} = 23,760,000 \text{ ml}$	23,760,000
雑酒	E	$350 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 4,000 \text{ ケース} = 8,400,000 \text{ ml}$ ※ 製造場内で滅失した200lは移出していないため課税されない	8,400,000
その他の醸造酒	F・I	$350 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 1,300 \text{ ケース} + 100 \text{ ml} = 10,920,100 \text{ ml}$ ※ 試飲したI 100 mlは移出とみなして課税	10,920,100
清酒	G	$720 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 600 \text{ ケース} + 60 \text{ 本}) = 2,635,200 \text{ ml}$ ※ 酒類販売業者に対して移出した60本は課税移出	2,635,200
発泡酒	H	$200 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 3,000 \text{ ケース} + 20 \text{ 本}) = 3,604,000 \text{ ml}$ ※ 輸出商談会に持ち出した20本は課税移出	3,604,000
発泡酒	J	$350 \text{ ml} \times 53 \text{ 本} = 18,550 \text{ ml}$ ※ 得意先へ移出した53本は課税移出	18,550

③ 課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する 本則税額の合計額	16,287,840 円
------------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する本則税額 (円)
ウイスキー	A	$4.896 \text{ kℓ} \times 500,000 = 2,448,000$	2,448,000
スピリッツ	B	$11.76 \text{ kℓ} \times 370,000 = 4,351,200$	4,351,200
発泡酒	C	$16.8 \text{ kℓ} \times 181,000 = 3,040,800$	3,040,800
リキュール	D	$23.76 \text{ kℓ} \times 120,000 = 2,851,200$	2,851,200
雑酒	E	$8.4 \text{ kℓ} \times 200,000 = 1,680,000$	1,680,000
その他の醸造 酒	F・I	$10.9201 \text{ kℓ} \times 100,000 = 1,092,010$	1,092,010
清酒	G	$2.6352 \text{ kℓ} \times 100,000 = 263,520$	263,520
発泡酒	H	$3.604 \text{ kℓ} \times 155,000 = 558,620$	558,620
発泡酒	J	$0.01855 \text{ kℓ} \times 134,250 = 2,490$	2,490

④ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	15,066,251 円
-----------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
		〈特例判定〉 (1) 前年度課税移出数量 $100\text{k}\ell + 260\text{k}\ell + 300\text{k}\ell + 210\text{k}\ell + 90\text{k}\ell + 40\text{k}\ell + 140\text{k}\ell + 110\text{k}\ell = 1,250\text{k}\ell \leq 3,000\text{k}\ell$ (2) 当年度酒税累計額 ① $55,000,000 < 100,000,000$ ② $16,287,840$ ③ $① + ② = 71,287,840 \leq 100,000,000$ $\therefore$ 当月分はすべて特例適用 (3) 割合 $50,000,000 < (2)① \leq 80,000,000$ $50,000,000 < (2)③ \leq 80,000,000$ $400\text{k}\ell < \text{発泡酒 前年}410\text{k}\ell (300\text{k}\ell + 110\text{k}\ell) \leq 1,000\text{k}\ell$ $\therefore \frac{92.5}{100}$ (累計額5,000万円超8,000万円以下)	
ウイスキー	A	$2,448,000 \times \frac{92.5}{100} = 2,264,400$	2,264,400
スピリッツ	B	$4,351,200 \times \frac{92.5}{100} = 4,024,860$	4,024,860
発泡酒	C	$3,040,800 \times \frac{92.5}{100} = 2,812,740$	2,812,740
リキュール	D	$2,851,200 \times \frac{92.5}{100} = 2,637,360$	2,637,360
雑酒	E	$1,680,000 \times \frac{92.5}{100} = 1,554,000$	1,554,000
その他の醸造 酒	F・I	$1,092,010 \times \frac{92.5}{100} = 1,010,109$	1,010,109
清酒	G	$263,520 \times \frac{92.5}{100} = 243,756$	243,756
発泡酒	H	$558,620 \times \frac{92.5}{100} = 516,723$	516,723
発泡酒	J	$2,490 \times \frac{92.5}{100} = 2,303$	2,303

⑤ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けようとする 酒税額の合計額	10,799 円
-----------------------	----------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
ウイスキー	A	(1) 税率 500,000 (2) 戻入数量 $720\text{ ml} \times (5\text{ 本} + 15\text{ 本}) = 14,400\text{ ml}$ (3) 控除税額 ① $0.0144\text{ kl} \times (1) = 7,200$ ② $① \times \frac{92.5}{100} = 6,660$	6,660
清酒	G	(1) 税率 100,000 (2) 戻入数量 $720\text{ ml} \times 60\text{ 本} = 43,200\text{ ml}$ (3) 控除税額 ① $0.0432\text{ kl} \times (1) = 4,320$ ② $① \times \frac{92.5}{100} = 3,996$ ※ ラベルが汚損しているが戻入控除は可能	3,996
発泡酒	H	(1) 税率 155,000 (2) 戻入数量 $200\text{ ml} \times 5\text{ 本} = 1,000\text{ ml}$ (3) 控除税額 ① $0.001\text{ kl} \times (1) = 155$ ② $① \times \frac{92.5}{100} = 143$	143

⑥ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 (円)
④－⑤＝ 15,055,452 → 15,055,400 (百円未満切捨)	15,055,400

□合格ラインの読み□

理論問題は、条文番号による出題もあり、また、一部難易度の高い項目も出題されていましたが、ひととおりの解答が望まれる問題でした。

計算問題は、落ち着いて判断しないと解答を誤ってしまいがちな項目も出題されていましたが、多くは基本項目及び過去の類似論点の出題であり、また解答ボリュームも多くなかったため、最終値は合わせられなくとも全体として正確な解答が望まれる問題でした。

〔第一問〕

問1 (1)及び(3)は、白紙にすることなく、キーワードを中心に解答が残せていれば十分合格答案になり得るものと思われます。(2)は条文番号による出題が解答範囲の判断を難しくしていましたが、ひととおりの解答をしておきたいところです。(4)は租税特別措置法施行令に規定される事項であり難易度が高いものでした。(5)は基本重要論点であり正確な解答が望まれます。

問2 条文番号による出題が解答範囲の判断を難しくしており、さらに答案用紙のスペースもあり余裕がありませんでしたが、基本重要論点であり正確な解答が望まれます。

〔第二問〕

税額計算は、昨年同様の形式であり、「課税標準数量に対する本則税額」（答案用紙2枚）及び「課税標準数量に対する酒税額」（答案用紙3枚）を二段階で示す形式でした。

・商品C（発泡酒）

商品Cはホップを原料の一部とした発泡酒（法3十八ロ）に該当しますが、旧法23②三イ・ロに該当するものではありませんので、税率は181,000円です。

・商品F（その他の醸造酒）及び商品J（発泡酒）

商品Fは発泡性を有していないことから発泡酒には該当しません。ただし、後の資料（12）において、商品Fに炭酸水を加えて発泡性を有することになった商品Jは発泡酒に該当することになります（法43②ただし書）。

なお、商品Jは麦芽又は麦を原料の一部とした発泡酒（法3十八イ）であり、ホップを原料の一部とした発泡酒（法3十八ロ）ではないことにも注意が必要です。麦芽比率の区分により税率は134,250円です。

・商品H（発泡酒）

問題文前半の酒類に関して、原料として「水」が明示されていないため【商品H 判定理由別解】として示した解答も成立しますが、本問の出題の意図（ビールの香味料(そば)の重量計算の論点）を汲み取り、前半の酒類はビールと判定しています。

合格ラインを予想すると、合格ボーダーラインは、第一問は24点、第二問は56点、第一問と第二問の合計では80点になると予想されます。また、合格確実ラインは第一問と第二問の合計で90点になると予想されます。

【酒税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。

- ・本試験で大原のボーダーラインを超えている方
- ・直前答練で概ね上位6割以内に入っている方

いずれか
YES
→

次科目の学習をお勧めしますが、念のため、合格発表までの間は、酒税法の理論暗記を進めておきましょう。

↓ NO

合格発表までの間は酒税法の理論暗記及び2週間に1度のペースで直前期に実施した模擬試験の解き直し練習を進めておきましょう。

酒税法 コース紹介

1月開講【初学者短期合格コース】 講義回数：27回（週1回）

（講義時間：2時間30分、第19講より3時間）

酒税法につきましては、9月からのコース設定がございません。

学習ボリュームが最も少ない科目ですので、1月からの学習で十分に合格レベルの実力を付けることが可能です。次科目の学習がある方は、9月からは次科目の学習をスタートさせてください。

1月開講の初学者短期合格コースは、1月から5月までの18講でインプット講義を行いますが、インプット期においても演習対策がしっかりカリキュラムに組み込まれています。

19講からは直前期の模擬試験を実施し、合格レベルの実力を付けていくカリキュラムとなっていますので受験対策は万全です。

なお、早期に酒税法の学習対策をしていきたいとお考えの方につきましては、年内の自己学習プランをご案内いたしますので、酒税法担当講師にご相談ください。